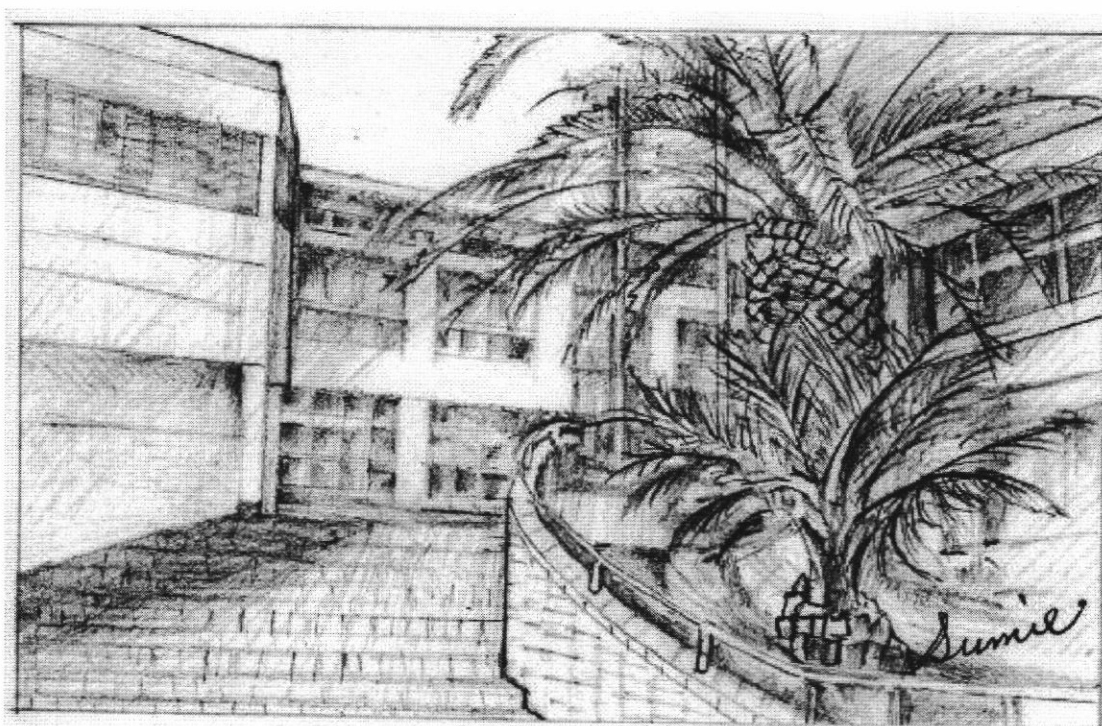


学校いじめ防止基本方針



銚子市立第六中学校

令和元年度版

目 次

1	いじめ防止に関する学校の基本理念	
(1)	目 的	P 1
(2)	いじめの定義	P 1
(3)	いじめの基本認識	P 1
(4)	いじめの態様	P 2
2	学校いじめ対策組織	
(1)	いじめ防止対策組織の設置	P 3
(2)	組織の構成	P 3
(3)	いじめ対策担当の設置	P 3
3	いじめ対策年間計画	
(1)	いじめ対策年間計画	P 4
4	いじめの未然防止	
(1)	いじめを生まない・許さない土壌づくり	P 5
(2)	いじめの未然防止に向けての取組	P 5
	※ 担任として学級経営を見直すチェックリスト	P 8
5	いじめの早期発見	
(1)	早期発見のための認識と校内指導体制の確立	P 9
(2)	具体的な取組	P 9
	※ 早期発見のための学校における日常的な観察のポイント	P 11
	※ 家庭でのチェックポイント	P 12
6	いじめの早期解決に向けて	
(1)	いじめ対応の基本的な流れ	P 13
(2)	具体的な指導, 組織的対応の展開	P 13
7	ネット上のいじめへの対応	
(1)	ネットいじめについて	P 17
(2)	情報モラル教育の推進と保護者との連携	P 18
(3)	早期発見・早期対応のために	P 19
8	いじめの解消	
(1)	いじめに係る行為が止んでいること	P 20
(2)	被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと	P 20
9	特に配慮が必要な児童生徒	P 20
10	重大事態への対処について	
(1)	重大事態の定義と発生	P 21
(2)	学校を調査主体とした場合	P 21
(3)	学校の設置者が調査主体となる場合	P 21
11	取組の点検と評価	
(1)	校内組織を中心とした評価	P 22
	※いじめ相談窓口	P 23

1 いじめ防止に関する学校の基本理念

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために、以下の目的を持って対策を行う。

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的・組織的に取り組む。
- ②学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- ③保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努め、社会全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- ④生徒自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める生徒の育成を目指す。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、「いじめ」を次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。(H30追記)

(3) いじめの基本認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- ①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。
- ③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

④いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

⑤家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

いじめの解決に向けて関係者のすべてがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

参考：「いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告）」より

（４）いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

①言語的攻撃…「言葉」によるいじめは多くのいじめの出発点となる。この段階での気づきや解決が深刻化を防ぐことにつながる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

②身体的攻撃…身体に関わる被害があるときは、いじめが進んでいる場合が多く、広範な被害を受けていることを想定して対応する必要がある。

- ・わざとぶつかったり、通るときに足をかけたりする。
- ・肩パンチをしたり、プロレスごっこや武術の技などの練習台にする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等の暴力を振るう。
- ・衣服を脱がせたり、髪の毛を切ったりする等、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

③社会的攻撃…いじめは集団で行われることが多い。当事者だけでなく、集団やクラス全体の実態に合った適切な対応が必要となる。

- ・仲間はずれにしたり、集団で無視をする。また、仲間はずれにするように第三者に働きかける。
- ・恐喝、たかり、物を売りつける。ゲームソフトなどを「借りる」と称して返さない。
- ・持ち物を盗んだり、隠したり、落書きをしたり、捨てたりする。
- ・使い走りをさせたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

参考：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」より

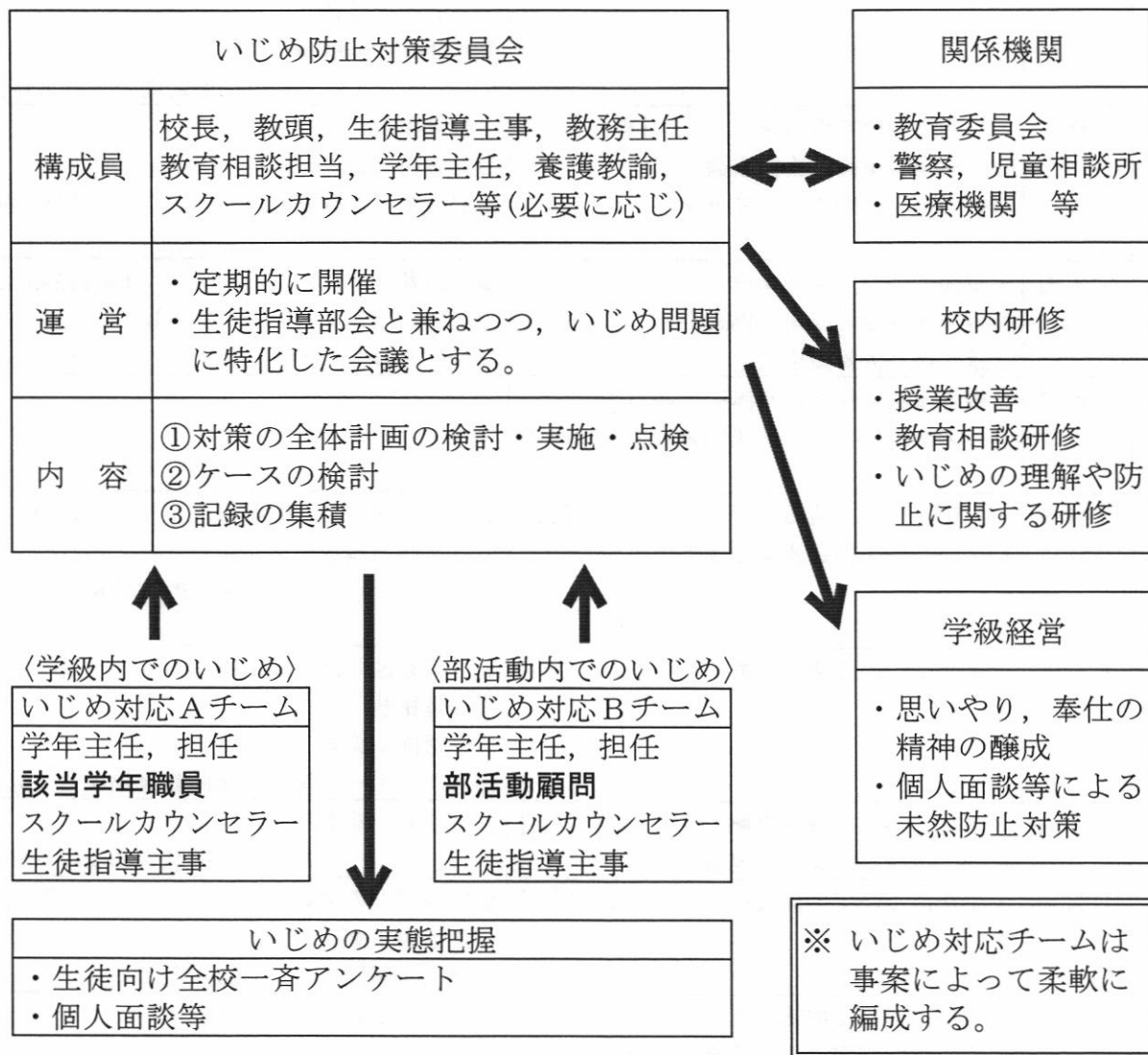
2 学校いじめ対策組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

○組織の役割

- ・生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために、学級や学年間等の情報を収集・共有し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ・いじめ事案発生に対して、組織的な対応を中心となっていく。
- ・早期発見のため、取組を組織的に実施する。
- ・生徒、家庭に向けて、いじめ防止の啓発活動を実施する。
- ・教職員に対して、いじめ防止に関する研修を行う。

(2) 組織の構成



(3) いじめ対策担当の設置

- いじめ問題について、組織的に対応するための分掌として、生徒指導主事が兼ねるが、いじめ対策に特化した役割を果たす。
- ・校長の命を受け、経営的視点を持っていじめ対策を推進する。
 - ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
 - ・いじめ対策会議の運営と、会議結果の全教職員への周知を行う。
 - ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言，スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行う。(ケースによってはスクールカウンセラー担当と連携)
 - ・ケース記録の集積と引継ぎを行う。

3 いじめ対策年間計画

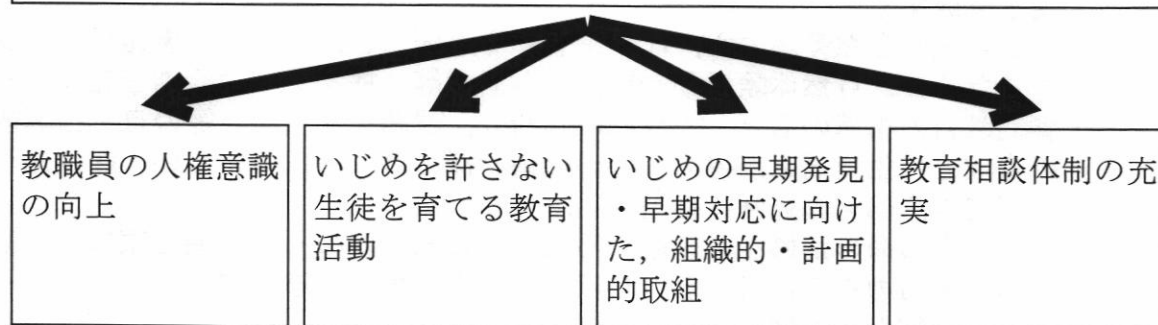
	教職員の活動(◎は外部関係行事)	生徒の活動(○)及び保護者への活動(●)
4月	・学校間、学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ ・いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策会議編成 ・生徒について情報交換【職員会議】 ◎小中高生徒指導連絡協議会全体研修会 ◎銚子市長欠対策協議会・全体連絡会	○学級開き・人間関係づくり・学級ルールづくり【学級活動】 ○生活向上調査(アンケート) ●いじめ防止対策についての説明・啓発(いじめ防止啓発リーフレット配付)【保護者会】 ◎いじめ防止啓発強化月間
5月	・生徒について情報交換【職員会議】 ◎銚子市学校警察連絡協議会定期総会	○行事を通じた人間関係づくり【修学旅行：3年】【校外学習：1，2年】 ○生活向上調査(アンケート) ●保護者との情報交換【家庭訪問：1，2年】
6月	・生徒について情報交換【職員会議】 ◎生徒指導中高連絡協議会 ◎いのちを大切に作るキャンペーン	○教育相談 ○生活向上調査(アンケート) ○安心ネット教室【講演】
7月	・生徒について情報交換【職員会議】 ◎青少年健全育成連絡協議会及びミニ集会 ◎銚子市長欠対策協議会	●保護者との情報交換【学級懇談会】 ○生活向上調査(アンケート) ○心と体のセミナー【講演】
8月	・教育相談に係る研修講座への参加 ・ピアサポート等の開発的教育相談の研修	
9月	・生徒について情報交換【職員会議】 ◎小中高生徒指導連絡協議会全体研修会	○行事を通じた人間関係づくり【運動会】 ○生活向上調査(アンケート) ○ピア・サポート等の開発的教育相談の実施
10月	・生徒について情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【文化祭】 ○教育相談 ○生活向上調査(アンケート) ○ピアサポート等の開発的教育相談の実施
11月	・生徒について情報交換【職員会議】 ◎青少年健全育成連絡協議会	○生活向上調査(アンケート) ○ピアサポート等の開発的教育相談の実施
12月	・生徒について情報交換【職員会議】	●保護者との情報交換【三者面談】 ○生活向上調査(アンケート) ○●人権週間(人権意識啓発活動)
1月	・生徒について情報交換【職員会議】 ◎銚子市学校警察連絡協議会定期総会 ◎銚子市長欠対策協議会	○生活向上調査(アンケート)
2月	・生徒について情報交換【職員会議】	○生活向上調査(アンケート)
3月	・生徒について情報交換【職員会議】 ・記録の整理、進級する学年への引継ぎ情報の作成 ◎小中の情報連携のための連絡会 ◎中高の情報連携のための連絡会	○行事を通じた人間関係づくり【三年生を送る会】 ○生活向上調査(アンケート) ○●学校評価の実施

4 いじめの未然防止

(1) いじめを生まない・許さない土壌づくり

未然防止の取組の重要性 ―いじめを許さない生徒を育てる―

- ・学校生活の中では、生徒同士のトラブルはある意味日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然の防止を図ることが何よりも重要である。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められる。そこには、すべての生徒を対象に、健全な社会性を育み、当たり前のことを当たり前に行う、良いことは良い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動である。
- ・いじめが起きないように努力したり、起きた後の対応ばかりに力を注ぐ、被害者を守るという未然防止策だけでなく、加害者にしないという意味での未然防止策が求められる。



(2) いじめの未然防止に向けての取組

①生徒指導・教育相談の充実・強化

ア 教職員の資質能力の向上

- ・校外研修へ積極的に参加するとともに、校内研修会（事例研修、教育相談等）を実施する。
- ・体罰や言葉による暴力を行わない、教職員自身の人権意識を高揚させる。

イ 教育相談の充実

- ・開発的・予防的な援助の機能を重視し、すべての生徒の能力を最大限に発揮できるようにする。
- ・相談窓口の生徒への周知と、不安や悩み等受け止める体制を充実させる。

ウ 生徒の行動観察

- ・給食時、休憩時間、清掃活動、部活動等、できるだけ生徒とのふれあいの機会を増やすことによる、生徒の行動観察と信頼関係の構築を進める。

エ 生徒理解

- ・日記・生活ノート、生活向上調査、相談カードにより、生徒理解を図る。

オ 家庭・地域との連携

- ・PTAや青少協、町内会等、家庭・地域との連携により、開かれた学校づくりを推進する。

カ 校種間連携の一層の促進

- ・異校種間の情報共有や生徒への継続的な支援体制構築のための、連携の一層の促進を図る。

キ 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

- ・校務改善の促進により、教職員が生徒と向き合う時間を確保する。

②学校の教育活動を通した取組

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」のある授業づくりを推進する。
- ・「楽しい授業」、「わかる授業」を通して、生徒同士の学び合いを保障する。

イ 道徳

- ・いじめを題材とした道徳教育映像教材等の活用や、いじめを許さない心情を深める授業の工夫により、人権意識の高揚を図る。
- ・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の積極的な活用による、人間関係づくりの基本的な力を育成する。
- ・道徳の時間を要とした、教育活動全体を通して自他の生命を大切にする心を育成する。
- ・思いやりや、生命尊重・人権を大切にする指導を充実する。

ウ 特別活動等

- ・学級活動、生徒会活動及び学校行事等の集団活動の主体的な取組の充実により、互いの良さや個性を尊重し、進んでよりよい人間関係を築こうとする態度を育成する。
- ・生命尊重や自然愛護の心、他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識を醸成するための、自然体験活動や宿泊体験活動等、様々な体験活動を充実する。
- ・顧問教員の指導のもと、主体的に判断し、課題を解決する等の自己指導能力の育成と、生徒同士が協力し合い友情を深め合う等、好ましい人間関係づくりができる部活動経営を推進する。
- ・生徒が自ら命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力を身に付ける「自殺予防教育」導入を検討する。

エ 家庭・地域との連携

- ・保護者会やホームページ等を通じて、保護者や地域に対して「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・日頃から、保護者との緊密な連携を図ることによる信頼関係づくりに努める。
- ・地域との情報交換を密にするとともに、地域の相談窓口や関係機関との連携を図ることにより、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。
- ・生徒が、既存の地域活動に積極的に参加するための十分な配慮を行う。
- ・学校評価の活用等により、「学校組織としてのいじめ問題への取組」についての改善を図る。
- ・日常の学校生活の状況を家庭・地域に積極的に提供する等、開かれた学校づくりのため一層の努力を図る。

③教職員の分担による取組（前項の取組を担当別に分担）

ア 学級担任等

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されないもの」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換を促進する。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ 養護教諭

- ・専門委員会や各種講演会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを啓発する。

ウ 生徒指導主事

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

エ 管理職

- ・ 全校集会などで、校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組（生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置など）を推進する。

④ネット上のいじめへの対応

ア 情報モラル教育の推進

- ・ 生徒がインターネットを利用するための正しい判断力や、セキュリティの知識・技術などの危機回避方法を身に付け、適切に利用できるようにするための情報モラル教育を推進する。

特に

- 掲示板やSNS等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
- SNS等、インターネットを介した他人への誹謗・中傷は絶対にしないこと。
- 有害サイトにアクセスしないこと。
- ・ 携帯電話やスマートフォン等の利用と危険性について、保護者へ周知する。
- ・ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、情報機器に関する研修会「ネット安心教室」を実施する。

担任として学級経営を見直すチェックリスト

担任として、声かけや見守りの方法を振り返り、日常における危機意識を高め、しておくことが大切です。いじめを防ぐために、担任として、どのように行動したらよいかチェックしてみましょう。

【いじめの認識や把握について】

- ☐ いじめの「定義」を正しく認識しているか？
- ☐ 子どものいじめと「いじり」（遊び）の判断ができるか？
- ☐ 子どもの言葉の荒れに気づいているか？
- ☐ 子どもの気質や性格を捉えているか？
- ☐ 学級の子どもが教職員の真意を感じ取れているか否か判断できているか？
- ☐ 行事が集中する時期や一段落する時期に危機意識を強く持っているか？

【教師の言動】

- ☐ 生徒の言い分に耳を傾けているか？
- ☐ 生徒の良さを見つけようとしているか？
- ☐ 人に迷惑をかける言動には、毅然とした態度で対応しているか？
- ☐ 一日に1回は会話するなど、どの生徒とも関わりをもっているか？
- ☐ 生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動はないか？
- ☐ 子どもを叱る際に「人格」ではなく「行為」を叱っているか？

【授業時間・学級活動】

- ☐ わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われているか？
- ☐ どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けているか？
- ☐ 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができているか？
- ☐ リーダーに協力する支援体制ができているか？
- ☐ 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしているか？

【日々の生活】

- ☐ 間違いを認め、許し合えるムードがあるか？
- ☐ 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気があるか？
- ☐ 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流があるか？
- ☐ 教育効果を上げるための席替えを行っているか？
- ☐ 食事中的子どもの会話や様子に注意を払っているか？

【教職員同士の連携・保護者との連携】

- ☐ 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されているか？
- ☐ 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されているか？
- ☐ いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供しているか？
- ☐ 欠席した子どもには必ず連絡し、手紙や電話などで励ましの言葉を伝えているか？

5 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための認識と校内指導体制の確立

① いじめの積極的認知

些細な兆候であっても、いじめではないかの疑いをもって早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

② 見守りと信頼関係の構築

日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

③ 複数の教職員による指導体制づくり

ア 担任だけでなく、副担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問等が連携を密にするとともに、事務職員、スクールカウンセラー等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立し、生徒の状況をきめ細かく把握することに努める。

イ 職員会議・朝の打合せ・生徒指導部会等の機会を捉え、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

④ いじめにかかる情報の共有

いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめにかかる情報を報告し、学校の組織的な対応をとるものとする。(H29追加)

(2) 具体的な取組

① 生徒のサインを見逃さない取組

ア 「誰にも相談できない生徒がいるのではないか」との認識のもと、日常の観察、月に1度の生活向上調査(いじめアンケートの内容を含む)等の実施により、総合的に内面の変化を捉え、個別の教育相談を実施する。

イ 生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会を捉えて声かけを行う。

ウ 日常の対話や遊びなどを通して、生徒が発するサインを鋭くキャッチする。

② 信頼に基づいた教育相談活動の実施

ア 「誰にも相談できない生徒がいるのではないか」との認識のもと、学期に一度教育相談週間を設定し、積極的な相談活動を実施する。

イ 生徒に信頼感や安心感を持たせるために、「教育相談箱」を設置し、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

③ ふれあいの時間を増やす工夫

ア 生徒とのふれあいの時間を確保する工夫をする。

イ 休み時間等を見守りや給食指導等、担任・副担任など複数の教職員が連携して行う。

④ 研修の充実

ア スクールカウンセラー等と連携しながら、いじめの問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を構築し、組織的・計画的な研修を行う。

⑤ 相談・通報窓口の周知

ア 校内の相談・通報窓口を周知することにより、生徒・保護者が相談・通報しやすい体制を整える。

イ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている生徒・保護者が相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。

ウ 相談・通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないことを説明し、相談・通報の正当性を意識させる。

⑥家庭・地域との連携

- ア 学校評価等を活用し、保護者からの意見を学校改善に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- イ 定期的な学校だよりの発行、ホームページの工夫改善及び定期的な更新等の情報発信に努め、学校に対しての理解と信頼が深まる取組を行う。
- ウ 青少年健全育成協議会等と連携して、組織的な巡回指導等を行う。
- エ 地域行事や各種の催事に、生徒の積極的な参加を促す。

⑦教職員の分担による取組（前項の取組を担当別に分担）

ア 学級担任等

- ・日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くする。
- ・休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

イ 養護教諭

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

ウ 生徒指導主事

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、長期休業中等の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

エ 管理職

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的な点検を実施する。

早期発見のための学校における日常的な観察のポイント

いじめの早期発見チェックポイント	
登校開始時刻から	☐ 他の生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。 ☐ いつも一人で登校するか、友だちと登校しても表情が暗い。 ☐ 自分から挨拶しようと思わず、友だちからの挨拶や言葉かけもない。 ☐ 元気がなく、顔色がすぐれない。 ☐ 理由のはっきりしない遅刻・早退をくり返し、欠席も目立ってくる。
教科等	☐ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 ☐ 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 ☐ うつむきかげんで発言しなくなる。 ☐ 指名されると他の生徒がニヤニヤする。 ☐ 教職員がほめると、周りの生徒があざ笑ったり、しらけたりする。 ☐ 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。 ☐ 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 ☐ 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 ☐ 配布したプリントなどが渡っていない。 ☐ グループ活動の際、一人だけ外れている。 ☐ ふざけた雰囲気の中で、係や委員等を選ばれる。 ☐ 特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる生徒がいる。 ☐ 教科書・ノートなどが紛失したり、落書きされたりする。 ☐ 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
休み時間	☐ 仲の良かったグループから外され、教室や図書室等で一人である。 ☐ 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。 ☐ 用もないのに職員室で過ごすことが多い。 ☐ 教職員にべたべたと寄ってきたり、触れるようにして話したりする。 ☐ 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 ☐ 友だちと過ごしているが表情が暗く、おどおどした様子でついて行く。 ☐ 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 ☐ 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられる。 ☐ いつも遊びで使った道具等の後始末をさせられている。 ☐ 周りの友だちに異常なほど気遣いをしている。 ☐ そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
下校時	☐ 下校が早い。 ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。 ☐ いつも友だちの荷物を持たされている。 ☐ 靴や傘等の持ち物がなくなる。
その他	☐ 給食時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 ☐ 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 ☐ 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 ☐ 清掃時間、他の生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 ☐ 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出す。 ☐ 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れやけなどが見られ、隠そうとする。 ☐ 日記やノートに、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。

家庭でのチェックポイント

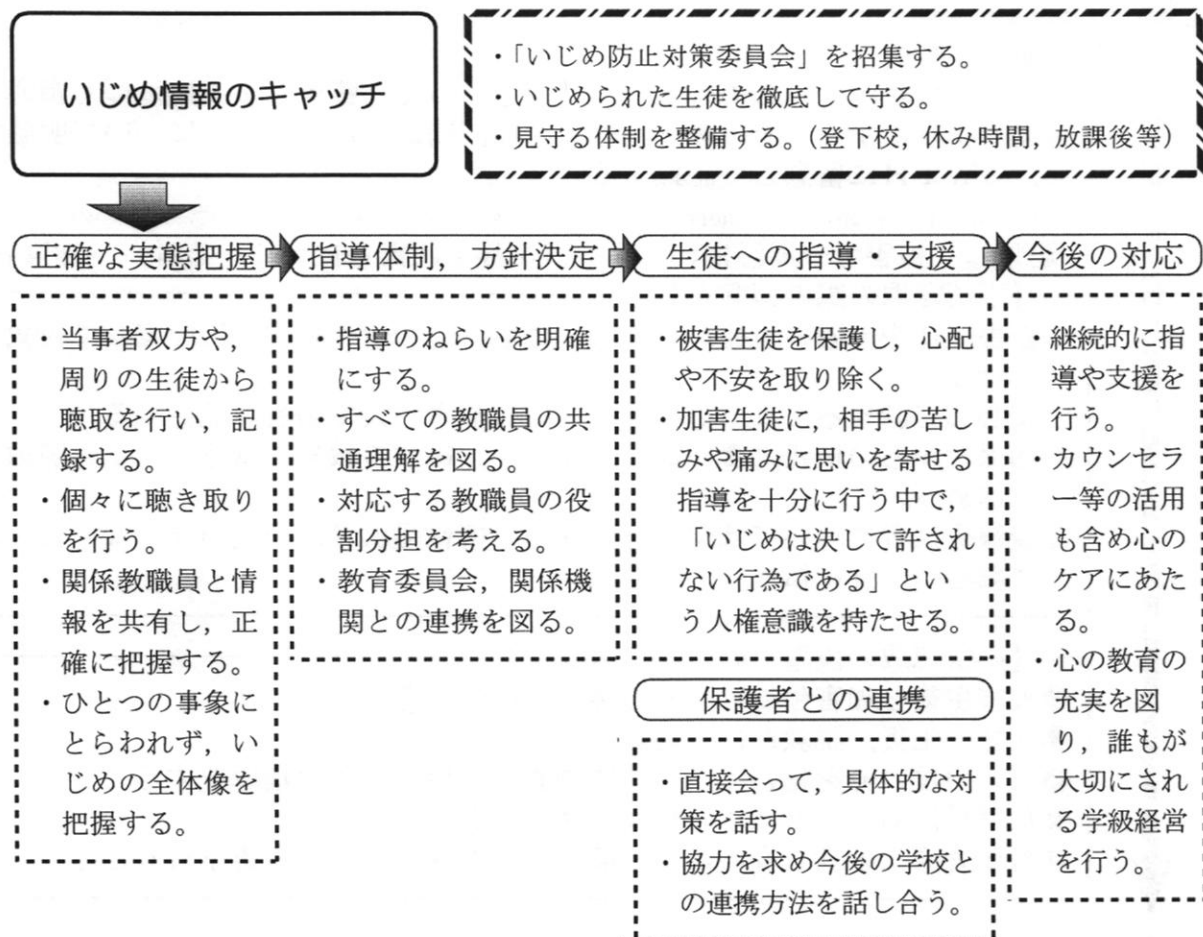
(保護者会等で資料として配付するなどして、啓発を図りましょう)

	いじめの早期発見チェックポイント
態度やしぐさ	☐ 家族との対話を避けるようになる。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり，電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。 ☐ 部屋に閉じこもり，家族と食事をしたがない。 ☐ 感情の起伏が激しくなり，動物や物などに八つ当たりする。 ☐ 投げやりで集中力がなくなる。些細なことでも決断できない。 ☐ 帰りが遅くなったり，理由を言わず外出したりする。 ☐ 朝，なかなか起きてこない。 ☐ 自己否定的な言動が見られ，死や非現実的なことに関心を持つ。 ☐ 刃物など，危険な物を隠し持つようになる。
学習	☐ テレビゲームなどに熱中し，現実から逃避しようとする。 ☐ 学習時間が減ったり，宿題や課題をしなくなったりする。 ☐ 成績が下がる。
・持ち金 ・品物	☐ 家庭から品物，お金がなくなる。 ☐ 使途のはっきりしないお金をほしがる。 ☐ 持ち物がなくなったり，壊されたり，落書きされたりする。
服装・身体・体調	☐ 衣服に汚れや破れが見られたり，手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあったりする。 ☐ 自分の物ではない衣服（制服）を着ている。 ☐ 学校に行きたくないと言い出したり，通学時間になると腹痛等身体の不調を訴える。 ☐ 寝付きが悪かったり，夜眠れなかったりする日が続く。 ☐ 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり，うなされたりすることが多くなる。 ☐ 食欲がなくなったり，体重が減少したりする。
交友関係	☐ 無口になり，学校や友だちのことを話さなくなる。 ☐ 無言等の不審な電話，発信者の特定できない電子メールがある。 ☐ 急に友だちが変わる。

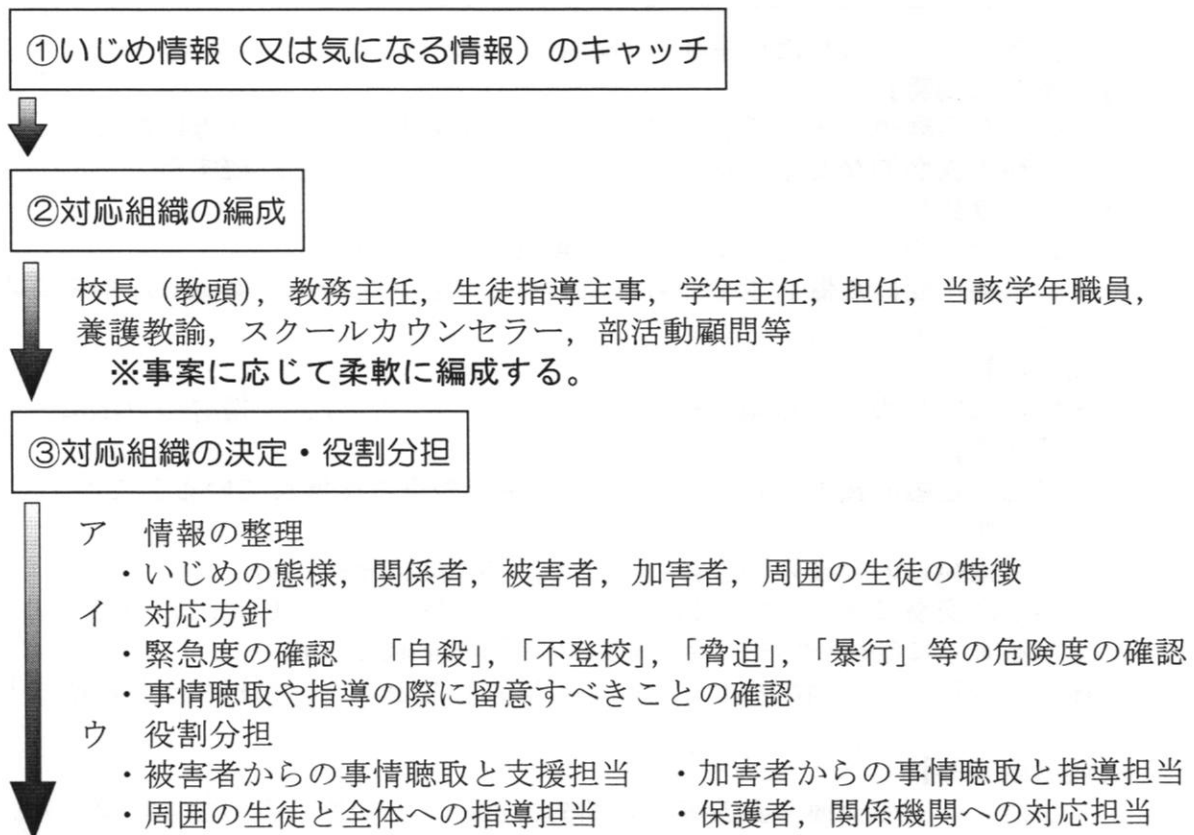
※ 日頃から保護者との連携を図り，生徒の様子について情報交換できるように努めることが大切。

6 いじめの早期解決に向けて

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) 具体的な指導, 組織的対応の展開



④事実の究明と支援・指導

ア 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。その際、内容、時期、関係した生徒などについて明確にし、5W1Hに留意して記録する。

※5W1H…when:いつ, where:どこで, who:誰が, what:何を, why:なぜ, how:どのように
聴取は、被害者→周囲にいる生徒（冷静に状況を捉えている者）→加害者

【事情聴取の際の留意点】

- 被害生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、場所や時間帯に配慮して複数で行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所に配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者については秘密を厳守し、情報提供者に矛先が向かないように細心の注意を払う。

【事情聴取の段階でのマイナス事項】

- 被害生徒と加害生徒に、同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聴いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

ア 被害（いじめられた）生徒への対応

【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方になる。
- ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- ・担任を中心に、生徒が話しやすい教員が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導の方法について考える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。
- ・加害生徒との今後のつきあい方など、具体的に指導する。
- ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教員の連絡先を教えておく。
- 「被害者にも原因がある」や「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察等】

- ・生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ 加害（いじめた）生徒への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、その行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、嘘やうやむやのない事実確認を行う。

【指 導】

- ・被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことを理解させ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動について考えさせる。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- ・生活ノートや面談などを通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実の確認】

- ・いじめの事実を告げることは、「裏切り行為」などではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指 導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

⑥保護者との連携

ア 被害生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を実施し、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終わりにせず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などという。 → 事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- 電話で簡単に対応する。

イ 加害生徒の保護者との連携

- ・事情聴取後家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもの事実を確認する。
- ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教員の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- 保護者を非難する。
- これまでの子育てについて批判する。

ウ 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、たよりや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援を行うのか、対応の方針を明らかにしておく。

エ 関係機関との連携

- ・深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携を容易にすることを理解する。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談したい。	市町村教育委員会 県教育委員会・教育事務所
・指導方針や解決方法について相談したい。 ・子どもや保護者の対応方法を相談したい。	市町村教育委員会 県教育委員会・教育事務所 児童相談所 等
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	児童相談所、警察
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
・いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。	児童相談所

7 ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめについて

① ネットいじめとは

- ・携帯電話・スマートフォン・パソコンなどの機器を通じて、インターネット上や情報通信端末上に、特定の子供の悪口や誹謗・中傷などを書き込んだり、メールを送ったりする方法で「いじめ」を行うもの。

② ネットいじめの特徴

- (ア) 不特定多数から、絶え間なく誹謗・中傷などが行われる。
- (イ) インターネットの特性である「匿名性」から安易に書き込みができるので、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- (ウ) インターネット上に掲載された悪口や誹謗・中傷などの情報や画像などのデジタルデータは複製・加工が容易で、一度掲載された情報は完全に削除されることはなく、二次利用などでの被害も起こりやすい。
- (エ) 無料通信アプリ（メッセージアプリ）などでの限定されたコミュニティ（グループ）内で、悪口などが書き込まれた場合は、表面化しにくく、「いじめ」が発覚しにくい。
- (オ) 投稿された「つぶやき」や「画像」は、問題がある場合、一気に拡散することが多く、安易な投稿が大きな反響を呼ぶことがある。また、複製された情報は完全には削除することができない。
- (カ) 保護者や教職員が携帯電話・スマートフォン等の利用状況を把握することが難しく、また児童生徒が利用しているコミュニティ等を確認することが困難なため、実態の把握が難しい。
- (キ) 家庭用ゲーム機・携帯型ゲーム機・携帯型音楽再生機などでもインターネットへのアクセスが可能で、携帯電話・スマートフォン・パソコンなどがなくても被害者・加害者になる可能性がある。

③ ネットいじめの種類

- (ア) 掲示板・SNS等への誹謗・中傷の書き込み
- (イ) 掲示板・SNS等へ個人情報の無断掲載
- (ウ) メールを利用し、特定の子供に対しての誹謗・中傷を行う（個別・一斉・なりすまし）
- (エ) 「無料通信アプリ」などでの特定のグループ内の投稿に対する無視、グループ外し、誹謗・中傷、集団攻撃、問題画像の掲載
- (オ) 「つぶやきサイト」などを利用した誹謗・中傷・問題画像の投稿
- (カ) その他（今後の新規サービスの提供で様々な形態で行われる可能性がある）

「無料通信アプリ」・「メッセージアプリ」での問題点

「メッセージアプリ」などを利用して児童生徒が暴言を吐いたり、仲間外れ、いじめ動画や写真を拡散するなど新たないじめが発生しています。主な原因としては、次の3点が挙げられます。

① 「既読・未読」機能での問題点

- ・メッセージに対して、「既読」なのに返信がない→アクションがないのは友達でないからグループから外す。いつまでも「未読」のまま→いつもスマホを持っているはずなのに未読なのはおかしいから仲間から外す。

② 「書き言葉」の誤解からの問題点

- ・「A：かわいくない」・「B：なんでくるの」など、読み手にとって複数の意味にとられてしまう可能性がある書き言葉を使う。Aの場合は、「可愛いよね」という意味と「可愛くはない」という意味が、Bの場合には「どんな手段で来るのか」という意味と「(来る必要がないのに) どうして来るのか」という意味にな

ってしまいます。文字入力を単純化するために主語や目的語などを省略して投稿することが多いメッセージアプリでは、多発するトラブルの一因となっています。書き言葉が原因の「思い込み」・「勘違い」・「言葉遣いの失敗」など投稿した発言の真意が伝わらないことがあることも指導するポイントとなります。

③「グループ機能」の弊害

- ・情報を「グループ」で共有できることがメッセージアプリの一つの特徴ですが、ちょっとしたことがきっかけで、グループ内の誰かがターゲットになると、集団でのいじめに発展することが多いです。対面した会話と違い、メッセージアプリでの書き込みが過激になることが多く、些細なことからいじめに発展することがあります。

④「閉鎖空間」であるという思い込み

- ・閉鎖された「グループ内」でのメッセージのやりとりがメッセージアプリの基本です。しかし、投稿された情報（テキスト・画像）を複製することは容易であり、メッセージアプリ上の情報が他の情報共有サービスなどに再投稿されることによって問題が発見されることが多くあります。

「つぶやきサイト」での問題点

「つぶやきサイト」は、簡単な文章、画像（静止画・動画）の投稿の他、動画のライブ配信も利用され、スマートフォンやパソコンから簡単に動画をライブ配信・録画配信することができます。「つぶやきサイト」では次のような問題点が挙げられます。

①問題発言・画像の投稿

- ・写真や動画・発言を容易に投稿できることから、「反社会的な画像」や「いじめ」など問題行動を掲載してしまいます。「反社会的な画像」とは、「電車内で暴れている様子」を撮影したものや、バイト先やレストランでの非衛生的な行為（冷凍ケースに寝る・食材で遊ぶなど）を投稿してしまう場合などがあり、その後サイトが炎上し、社会的に制裁を受ける場合があります。

（２）情報モラル教育の推進と保護者との連携

①情報モラル教育の推進

- ・ネットの特性（個人情報流出や不正利用、記録が残り匿名性が一切ないこと等）について理解させる。
- ・情報について分析し、正しく判断・活用できる能力を育成する。
- ・携帯電話やスマートフォン等の利便性と危険性について指導する。
- ・トラブルが発生した際の対処方法について指導する。
- ・以下の点に留意して心の教育を推進する。

○ネットへの依存、年齢の詐称、友人とつながっていたいという欲求

②保護者との連携

- ・携帯電話やスマートフォン等の利便性と危険性（個人情報流出や不正利用等）について周知する。
 - ・フィルタリングを必ず設定し、家庭内無線LANには接続させない、子どもに勝手にアプリをインストールさせない、メッセージアプリの危険な設定をOFFにするなど、家庭でのルールづくりの方法について確認する。
- 各種保護者会、情報モラル講演会、アンケート調査等を通して啓発する。
- ・保護者も自ら学び、正しい知識を持ち、判断し対処できるようにするため、ネット安全教室への参加を呼びかける等、保護者同士が話し合う機会を設定する。

（３）早期発見・早期対応のために

①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

ア 書き込みや画像の削除，チェーンメールへの対応等，具体的な対応方法を子ども，保護者に助言し，協力して取り組む必要がある。

イ 学校，保護者だけでは解決が困難な事例が多く，警察等の専門機関との連携が必要になる。

②書き込みや画像の削除に向けて

ア 被害の拡大を防ぐために，専門機関等に相談し，書き込み等の削除を迅速に行う。

※学校非公式サイト上の削除も同様

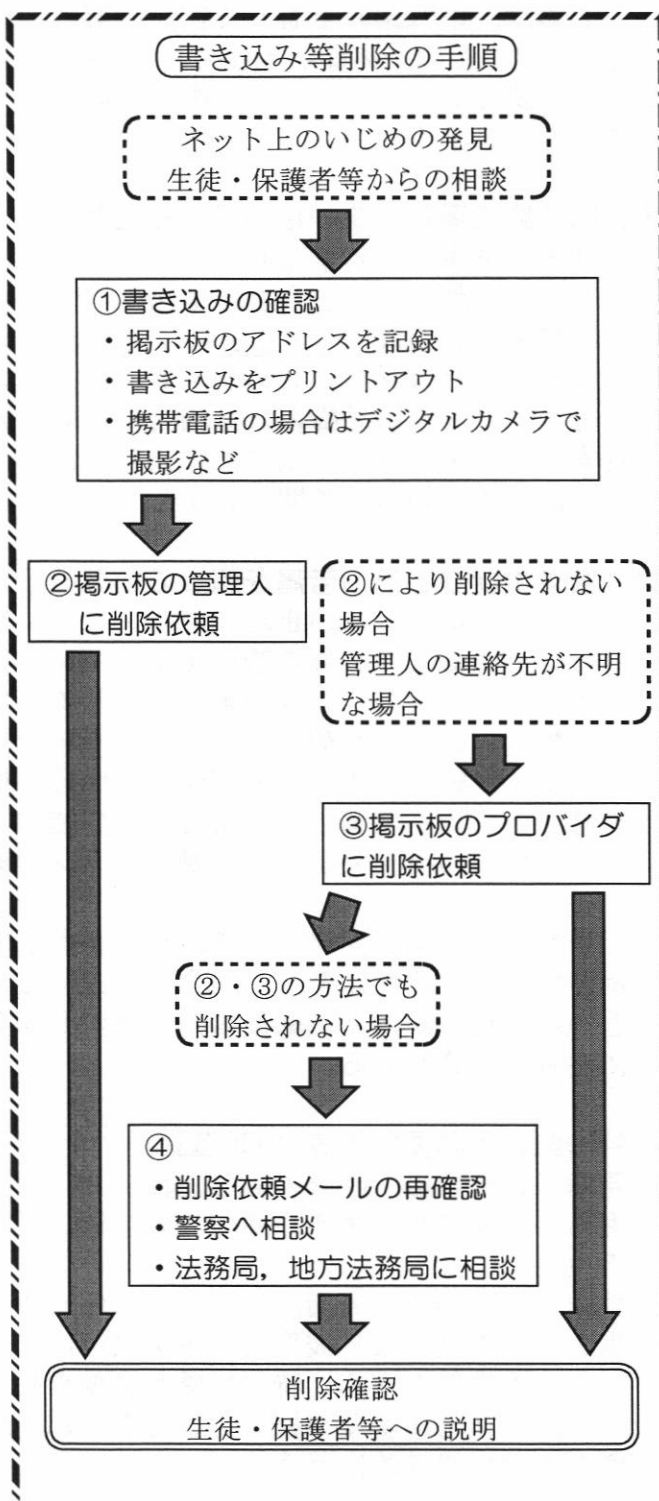
イ 指導のポイント

- ・ 誹謗・中傷を書き込むことは「いじめ」であり，決して許される行為ではないこと。
- ・ 匿名で書き込みができるが，書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・ 書き込みが悪質な場合は，犯罪となり，警察に検挙されること。

③チェーンメールへの対応

ア 指導のポイント

- ・ チェーンメールの内容は，架空のものであり，転送しないことで，不幸になったり，危害を加えられたりすることはないこと。
- ・ 受け取った人は迷惑し，友人関係を損ねるので，絶対に転送しないこと。内容により，「ネット上のいじめ」の加害者となること。



チェーンメール転送先

◎ (財) 日本データ通信協会メール相談センターにおいて，転送先を紹介。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

8 いじめの解消（H30追記）

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、継続的に状況確認を行う。教育的観点から被害・加害の生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。（いじめ事案を翌月に持ちこさない）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（2）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び生徒については、日常的に注意深く観察する。

9 特に配慮が必要な生徒（H30追記）

①発達障害を含む、障害のある生徒

②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

④東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

上記の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

8 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義と発生

いじめ防止対策推進法第28条、及び、いじめ防止等のための基本的な方針第2
いじめの防止等のための対処の内容に関する事項第4項重大事態への対処を踏まえ
「重大事態」を次のとおり定義する。

【重大事態】

- ・いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義をふまえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※児童生徒や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる）

※学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断

(2) 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

①学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

ア 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を持たない、第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

イ 「いじめ防止対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える方法も考える。

②調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施

ア たとえ調査主体に不都合な事があったとしても、事実としっかり向き合う。

イ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ウ 被害生徒からの聴き取りが可能な場合、被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

エ 被害生徒からの聴き取りが不可能な場合、被害生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

③被害生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供

ア 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

イ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を口実に説明を怠ることのないようにする。

ウ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

④調査結果を学校の設置者に報告

ア 被害生徒又はその保護者が希望する場合には、被害生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

(3) 学校の設置者が調査主体となる場合

○設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

9 取組の点検と評価

(1) 校内組織を中心とした評価

いじめ防止対策委員会

校長，教頭，生徒指導主事，教務主任
教育相談担当，学年主任，養護教諭，
スクールカウンセラー等（必要に応じ）

いじめ防止等の取組を着実にを行うため，
点検や評価の流れを盛り込むことが有効と
なる。特に，まだ表面に現れていない生徒
の課題を発見し，明らかになった課題を解
決するための計画を立て，体系的，計画的
に取り組んでいくことで成果を上げる。

①実態の把握

- ア 生徒の実態や保護者のニーズをアンケート調査や聞き取り等で把握する。
- イ アンケート結果は数値化し，客観的に測定するなど，変化を比較できるようにする。

②目標の設定

- ア アンケート結果の数値等から課題を把握し，改善の目標を設定する。
- イ 数値化した結果をもとに，教職員間で生徒の全体的な特徴を確認し，課題を把握する。その上で改善策を設定する。

③計画の策定（P：プラン）

- 目標を達成するための具体的な取組について，実施時期を年間計画に組み入れる。

- ・ 取組の検証を行う時期の設定（長期休業を節目に）
- ・ アンケート調査，会議，校内研修の実施時期を決定
（集計は休業中，結果は会議で）
- ・ 未然防止の取組の実施時期を決定
- ・ 教育相談等の実施時期を決定（年数回の実施）

④取組の実施（D：ドゥー）

- 実施計画に沿って，取組を着実に実施する。

- ・ 生徒の主体性を重視し，集団が一丸となれる活動を継続展開する。
- ・ 取組は学校全体で体系的に進める。（学級担任任せにならない）

⑤点検と評価（C：チェック）

- 実施結果に沿って，取組を点検・評価する。

- ・ 長期休業や学期の切替え等を捉え，再アンケートを実施する。
- ・ 調査結果は，校内研修をかねて全教職員で分析するなど工夫し，共通理解を図る。

⑥改善策の実施（A：アクション）

- 検証の結果から新たな課題をもとに，改善策を検討し，実施する。

い じ め 相 談 窓 口

- ◎24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310
(24時間) (なやみ言おう)
- ◎子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110
(平日 8:30~17:15)
- ◎千葉県警察少年センター(ヤングテレホ) ☎ 0120-783-497
(平日 9:00~17:00)
- ◎子どもと親のサポートセンター ☎ 0120-415-446
(24時間) メール: saposoudan@chiba-c.ed.jp
- ◎チャイルドライン千葉 ☎ 0120-99-7777
「18さいまでの子どもがかける電話」
(月~土 16:00~21:00)
- ◎全国共通人権相談ダイヤル ☎ 0570-003-110
(平日 8:30~17:15)
- ◎銚子市青少年指導センター ☎ 0479-21-0345
(平日 9:00~16:30)